

国民年金の保険料が（前納すると）大変お安くなります

国民年金第1号被保険者（自営業、農業、学生、アルバイト、無職の人など）の月々の保険料は13,860円（平成18年度）です。また、保険料を前払い（前納）すると保険料が大変お安くなります。口座振替はさらに保険料が安くなります。

納付方法	1カ月分（※1）	6カ月分（※2）	1年分（※3）
現金支払（月々）	13,860円	83,160円	166,320円
現金支払（前納） 【割引額】		82,480円 【680円】	163,370円 【2,950円】
口座振替（前納） 【割引額】	13,810円 【50円】	82,220円 【940円】	162,830円 【3,490円】

- ※1 口座振替には1カ月の前納制度があります。通常の振替日は翌月末ですが、当月末の振替にすると、月々の保険料が50円お安くなります。
- ※2 6ヶ月分の前納は、4月分から9月分までの保険料を当年4月末までに納め、10月分から翌年3月分までの保険料を当年10月末までに納めます。（口座振替の場合は、それぞれ4月末または10月末に振り替えます。）
- ※3 1年分の前納は、4月分から翌年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます。（口座振替の場合は、4月末に振り替えます。）

（注1） 月末が休日の場合は、翌営業日が振替又は納付期限となります。
（注2） 6カ月、1年以外でも、現金によりご希望月から翌年3月までの前納も可能です。

国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例申請

昨年度（平成17年度）の国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例の申請ができます。

昨年度の国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例申請は平成18年10月まで延長されました。保険料納付が困難で昨年度分が未納になっている人、申請できなかった人は今年の10月まで申請できます。希望される場合はお近くの各総合支所または住民センターで、手続きを行ってください。所得の状況によっては、免除が認められない場合がありますのでご注意ください。

① 保険料免除・若年者納付猶予

- ・平成17年4月～平成17年6月（平成15年中の所得で審査）
- ・平成17年7月～平成18年6月（平成16年中の所得で審査）

② 学生納付特例

- ・平成17年4月～平成18年3月（平成16年中の所得で審査）

今年度（平成18年度）の国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例の申請も随時受け付けています。

① 保険料免除・若年者納付猶予

- ・平成18年7月～平成19年6月（平成17年中の所得で審査）

② 学生納付特例

- ・平成18年4月～平成19年3月（平成17年中の所得で審査）

【全額免除、一部納付の所得のめやす】（本人、配偶者、世帯主の所得が次の式で算出した金額以下）

- 全 額 免 除 → 57万円＋扶養親族の数×35万円
- 4 分 の 1 納 付 → 78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
- 半額納付・学生納付特例 → 118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
- 4 分 の 3 納 付 → 158万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

【若年者納付猶予の所得のめやす】（本人、配偶者の所得が次の式で算出した金額以下）

- 57万円＋扶養親族の数×35万円

【学生納付特例の所得のめやす】（本人の所得で審査が次の式で算出した金額以下）

- 118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

お問い合わせ 各総合支所・住民センター市民課市民窓口および市民課保険年金班 TEL050-3381-5040

退職者医療制度について

長年勤めていた会社や役所などを退職し、厚生年金（国民年金は除きます。）などを受けられる人とその扶養家族は、老人保健の適用を受けるまで「退職者医療制度」で診療を受けることになります。

年金を受給するようになったら、14日以内に各総合支所または住民センター市民課市民窓口へ届け出をしましょう。



対象となる人は？

次のすべてに当てはまる人（退職被保険者本人）とその扶養家族が対象となります。

- ① 国保に加入している人。
- ② 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる人で、加入期間が20年以上若しくは、40歳以降に10年以上加入期間がある人。
- ③ 老人保健制度の適用を受けていない人。

扶養家族とは

扶養家族とは、次の条件にすべてあてはまる人です。

- ① 退職被保険者の配偶者（事実上婚姻関係にある人を含む）または3親等内の親族
- ② 退職被保険者と同じ世帯であること
- ③ 主に退職被保険者の収入で生活していること
- ④ 国保に加入し、かつ老人保健制度の対象でないこと

お医者さんにかかるとき

病院などの窓口で「国民健康保険退職被保険者証」を提示して受診します。自己負担の割合は次のとおりです。

退職被保険者（本人）	70歳未満 3割	70歳になったら 1割 (現役並み所得者) 3割
退職被保険者（扶養家族）	3歳未満 2割 3歳以上70歳未満 3割	

* 入院時の食事代は、一般国保と同様に定額の自己負担が別途あります。

届け出に必要なもの

現在お持ちの国民健康保険被保険者証、年金証書、印鑑

一口メモ

年金証書を受けたら

退職者医療制度では、一部負担金と保険税のほか職場の健康保険などからの拠出金が財源となっています。退職者医療制度の対象者が届け出をしないと、本来拠出金が負担する医療費まで国保が負担することになります。対象となったら必ず届け出をお願いします。

お問い合わせ 各総合支所・住民センター市民課市民窓口および市民課保険年金班 TEL050-3381-5040